

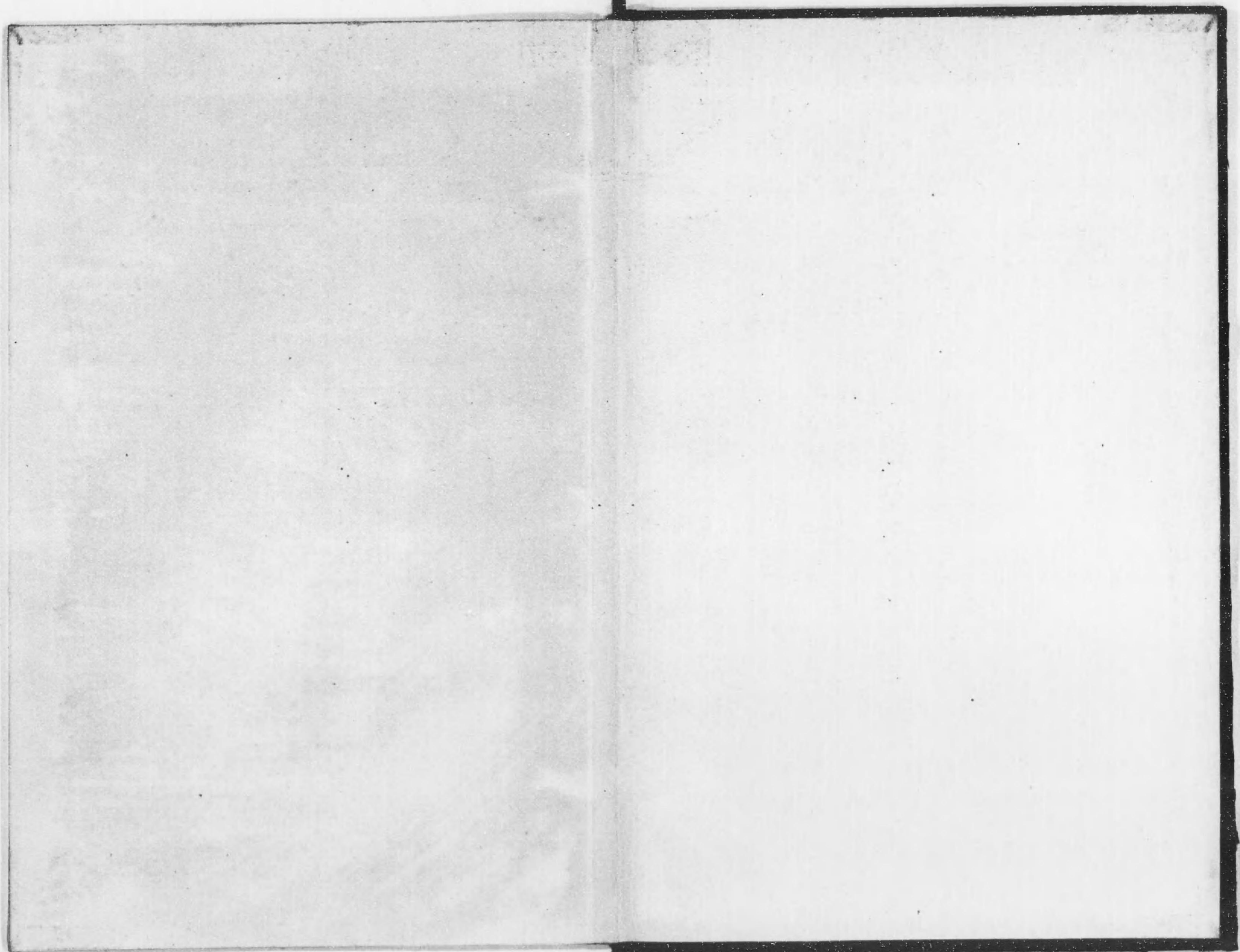
524
295

舊山田領天神社沿革



始





舊山田領天神社沿革

序言

古來我山田市内には、天神勸請の祠宇類多にして、既に杉木果洞の小祠拾に之を掲げて、其來歴をも註記せり、然れども、此著也序辭に見ゆる如く、果洞殺後三十年即ち文政五年二月繼子吉稻同志と協議し、謄寫して、世に公にせるものなれば、文政年中よりは幾多の星霜を経過し、其間に於ける神社の變遷亦尠からず、殊に明治維新神都行政大改革の影響は神社佛閣にも及ぼし、爲めに廢絶せるもの頗る多かり加之同四十一年神社整理の結果各社合祀の制盛んに行はれ、所在位置等の變更甚しきに至れり、若し此際小祠拾所載の市内天神社の沿革を明記しおかずんば、後世崇敬者をして、惑ふ所多からしめんと思考し、又一面には、吾中祖白大夫度會春彦神主は、菅神に親昵し、配所に伺候せしこの傳説もあり、且つ我氏神たる世木坐度會氏神社御祭神の一柱なれば種々の關係上より小祠拾天神社の本文を抄出し、その條下に沿革を註記し、以て菅神參拜者の稟たらしめんご欲するもの也。

大正十三年八月廿五日

白大夫春彦廿二世孫度會神主時彦

大正
15. 8. 20
寄贈

著者 寄贈本

正誤表

一頁六行淨土家ハ淨土宗、十一行無職ハ無住職、三頁正法寺ハ正法寺へ、三行成にハ成て、十五行番如ハ番地、十八行院主仰ハ院主信仰五頁七行今ハ今に、七頁十六行ありとハありて、八頁十行四十八二年ハ四十二年、十頁六行過ぎにすハ過ぎず、十一頁六行三ヶ年ハ三ヶ寺、十二頁六行渡邊ハ河邊、七行此天神社ハ此社、十行臨宗ハ臨濟宗、十三頁七行東福寺にはハ東福寺末に、十四頁一行其節をハ其節の允許を、三行忌股ハ忌服、十一行快石ハ快石、從後ハ扨從、十七頁十五行延喜六ハ延喜十六年、十六行久雄ハ各雄、十八頁神都ハ神郡ノ誤



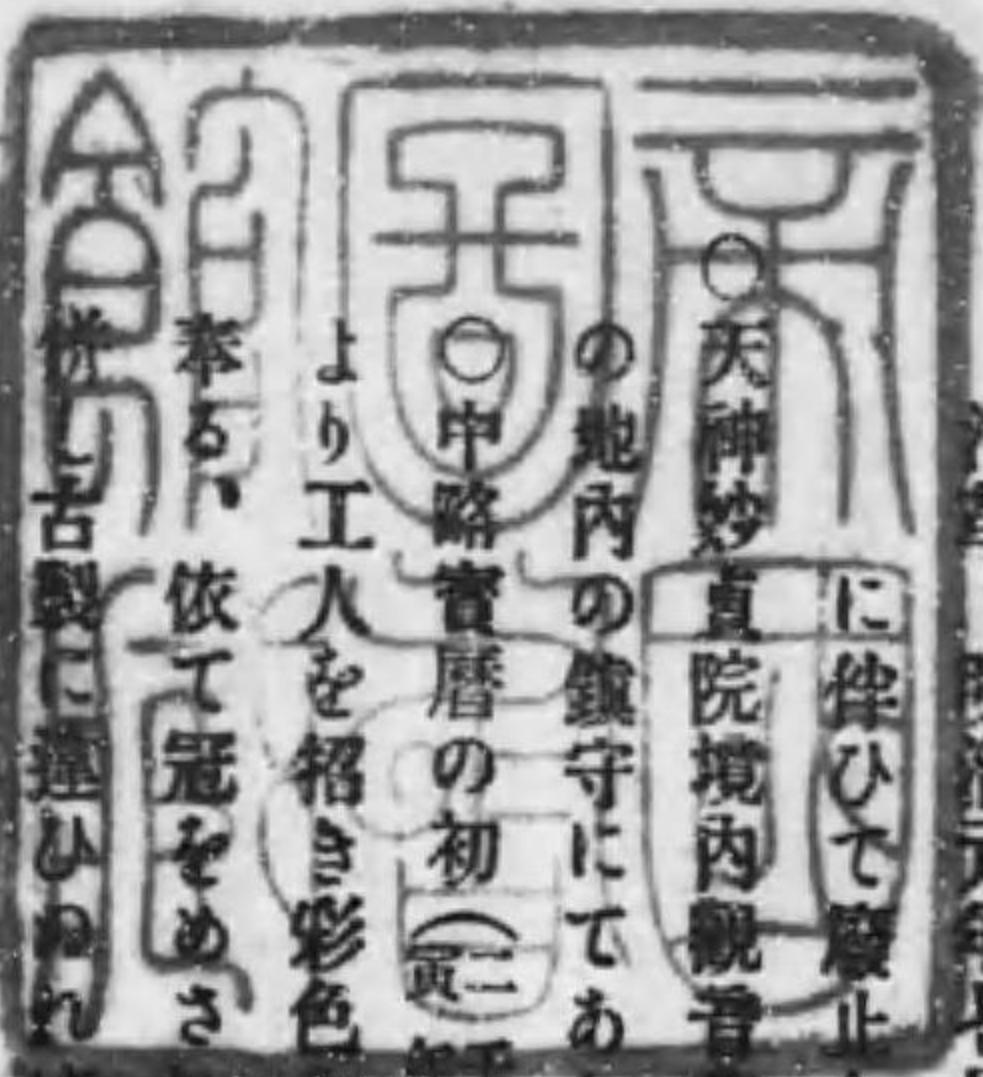
舊山田領天神社沿革

從五位勳六等松木時彥謹誌

小祠拾、中嶋領、

○天神中嶋町會所に在り由緒未レ考、

沿革、明治元年七月王政維新山田奉行被レ廢、度會府設立の結果、三方會合所廢止、各町寄會所も、之に倅ひて廢止したるに依り、天神社も廢絶せり



○天神妙貞院境内觀音堂の内に在り、此天神舊は上中之郷西世古に世古坊と云へる寺(榎倉家所屬の寺也)の地内の鎮守にてありしが、彼寺顛頽の後觀音並に天神共に榎倉家より當院(淨土家)へ預け置れしなり
○中路實曆の初(二)妙貞院監主某觀音堂再興の節、此神像の御裝束の破壊しけるを修補のため、京都より工人を招き彩色を改め修理なるの時、御冠の無きを紛失しけると思ひ工人に誂へ、新に御冠を冠しめ奉る、依て冠をぬき筆を持ち給へり、故に衣冠整しく神像威を増て見ゆ玉ふ、監主の篤志感すべし、併し古製に違ひぬは神慮測がたし、

沿革、妙貞院は、宮川町に在りて、淨土宗無本寺なりしが、明治二年二月、近來無職に付、廢寺を出願し、寺堂及附屬一切を下賜されたれば、天神の古像も、同時散失せしと云ふ、

上三郷領、辻久留、二俣、浦口

○飛梅天神二俣田原幾嶋氏の裏に在り、天神七社の内なり來由委く知らず、因み有る由なり、幾嶋氏絶家の後、越阪或寺院へ移すと云へり、又當家の前に、名水井あり、其傍に佛像の彫りたる石あり、此等の

由來を知らず、

沿革、二俣町玄忠寺門外の左傍の山下に名井ありて、其傍に平石に、左の詩歌を鐫めり、題玄忠寺、
千手觀音之清水、大巖山裏玉龍水、涌出金輪八德清、更泛三台弘誓海母陀羅臂濟蒼生
瀧つせの音羽ならねと是も亦むすふ誓のこゝに清水

寄進施主巖嶋孫大夫杉木左兵衛玉瀨谷久兵衛傳譽善法尼西山三右衛門當寺第六世梅譽代元祿八己
亥年二月十七日

此石の創設は元祿年中にして、その當時巖嶋家は現存して天神社も存立せしを、同家廢絶後越阪
某寺院に移すとの記事のみありて搜索するに由なし、加之越阪各寺院は、明治二年悉く廢寺とな
り今僅に養草寺と其後設置の眞宗寺院存するのみ也

○關屋神酒天神とて、名高き天神の畫像あり正五九月廿五日には諸人に拜さする由なり、酒を供すれば御面
色丹くなると云へり、關屋は二俣の松野彦右衛門と云家なり、關屋の名何の義なるを不レ知、

沿革、此神像は、全く一家の私祭にして、他の天神社とは性質を異にし、且つ此類市民に往々所藏す
る者ありて、今其所在を詳にせず、又松野彦右衛門の子孫、二俣町に存在せるや、是亦不明なり、

○寺庭天神大覺山正法寺境内に在り、舊社十二所の内也、寶殿(南面)御垣拜殿鳥居あり、社地廣し、此天神古
は天神の上と云へる、墓山の下、上三郷領と上中之領との堺目に在て、寺庭の天神と云ひしが、寺は無く社
地廣く舊地今に存せるばかりにて樹木あり、(天神社此所に在し故に、其上の山を天神の上とも、天神の岳
とも云、)此天神は、白米氏彦大夫の所持にて、其社地ともに支配なり、○中畧然るに元文年間、二俣邊の信
者數輩白米氏に力を合せ、社地を定め寶殿を營て、(今の社地より少し西、)彼の所より神遷成し奉りき、

然れども舊き名に依て寺庭天神と云ふ、それより神威益々光輝て繁昌し玉へり、然るに明和元年の大火に
、社頭燒亡す、神躰別條無し、其後白米氏より正法寺(禪宗臨濟派)附屬せられて、今の社頭(舊の地より少
し東へよる)造營成に神遷あり、今に寺庭天神と申て諸人信仰せり、

沿革、本社は明細帳に、麓の塵卷二に、元文四年己未秋八月二十四日酉刻寺庭天神を、二俣町正法寺
邊西方へ遷幸し奉る、右は長祿四年の比、亂世にて播磨國曾禰村に、御鎮座す、天神社頭廢亡に
付、伊勢御師白米彦大夫家に移し置き、又其後夢の御告によりて、覺傳法印に授け、法藏院の寺内
に社を建て、御像を安置せしより、今に至る迄、諸人は是を寺庭天神と稱せり、白米彦大夫と云ふ
は滿守の祖先にして、長祿四年より支配する事、其家乘に記しあり云云とありて、此天神は、天
神の上即ち法藏寺の境内に在りしが、元文中より、二俣町正法寺の境内に移して祭祀し、喜早
清在の如きも、厚く此神を信仰して、石燈籠等を寄進せり、司家引付安永二年閏三月の條に、當
月五日頃、喜早因幡參候而上三郷内正法境内に御座候、天神社、此度造營仕候、遷座之義私に相
頼候、常々私共右天神信心仕候故かと被レ存候、何卒御出被レ下候而遷座之後御拜被レ成下候様奉
願候左候ハ、いづれも大慶可仕候○下略ともありて、當時の狀況知るべき也、然るに明治二年
正法寺作職歸俗して、廣山登と改め、廢寺となれるより、翌三年三月、無格社天神社を、同町字
二俣四十三番如に移し奉りて祭祀せるを、同四十一年四月二十一日其筋の許可を得て、同四十二
年三月八日村社上社に合祀せり、但し此社は神郡管神廿五社の一なり、

○天神二座浦口山名法住院(天台宗)本堂の傍に在り、來由委く知らず先年或舊家に祭り來りしを、當院へ預
けられしと聞けり、又近き頃或方より御影向有し靈驗有天神坐ます、(堂内に祭れり)當院主仰にて勸請せ

り、此事子細ありて委く顯しかたし。

沿革、法住院は、天台宗比叡山西塔末にして、明治初年の廢寺には加はらず、本堂は依然たるも、其後財政困難の事情ありて、庫裡其他を縮少せり、然して天神社は、鎮守齋守稻荷を、同寺附近なる表町に移し、その祠殿の側に、菅神を祭祀せるに、同九年十二月頑民暴動の火災に罹り、神像も焼失せり、傳云ふ度會常昌長官の作なりとて、有名の古像なり、但し二體の中何れ其判明せず、

上中之郷領

○常勝寺鎮守當寺境内山の半腹に在り、祠二殿あり、一殿は天神、一殿は両寶童子を祭る、

沿革、常勝寺は禪臨濟宗妙心寺末にして應永年中外宮長官檜垣常勝神主の開基と傳へ、常磐町阪之世古に在りしが明治二年正月、住職歸俗し、常磐勝藏と改め、廢寺して民家に改造し、鎮守の天神祠は廢絶せり、

下中之郷領

○天神下中之郷不動院(眞言)境内本堂の北にあり、寶殿御垣拜殿あり、東面なり、十万句天神と云ふ、園大納言殿御筆の額あり、

沿革、不動院は、下中之郷町に在りて、眞言宗無本寺なりしが、明治二年正月住職歸俗し、和田隆平と改め廢寺となれるにより、境内天神社は廢絶せり、但し此社は神都管神廿五社の一なり、

○天神普光寺境内本堂の東北にあり、寶殿南面御垣鳥居あり、當寺本尊は觀音にて、三箇傳來の像と云ふ、又堂内に聖天を安置す、

沿革、普光寺は、下中之郷町爲田に在りて、眞言宗無本寺なりしが、明治維新後廢寺となり、天神社は、

同寺舊境内の東方に存立せしを、其筋の許可を得て、明治二十四年十月十六日同町字新屋敷三十番地に移轉し、無格社花魁天神社と稱して祭祀せしが、同四十一年三月九日再び許可を受け、同四十二年二月十一日村社坂社に合祀せり、但し此社は神都管神廿五社の一なり、

八日市場領なし

會禰領

○天神會禰町會所の庭にあり、寶殿拜殿鳥居あり、末社三座あり、稻荷大明神白大夫神を祭れり、此處光善寺の舊跡なり、今り此邊を光善寺町と云ふ、

沿革、會禰町字高柳二百六十一番地會所は、淨土宗光善寺の舊跡にして、寛文、火災後、該寺は、船江町越阪に移轉し、天神社のみ遺りて大松樹もありしが、天保度の類火により、町會所と共に斯地に再築して、奉齋せしを、明治初年神都行政の改革に伴ひ、町會所を廢止し、其幾分を残して、惣代寄合所に宛てしが、近時之れをも廢し、無格社天神社は、明治四十一年三月十七日其筋の許可を得て、同四十二年二月十一日村社今社に合祀せり、但し此社は神都管神廿五社の一なり

大世古領

○天神大世古會所にあり、寶殿拜殿鳥居あり、

沿革、大世古町會所は、明治維新神都行政の改革によりて廢止し、無格社天神社のみ存立せし事、會禰町高柳天神社の如し、明治四十一年二月十四日其筋の許可を得て、同四十二年四月一日村社須原大社境内祀に合祀し、元田中中世古町無格社菅原社、元一志久保町字下之久保無格社久保菅原神社と靈す、

○天神靈嚴寺境内にあり、寶殿鳥居あり、

沿革、靈嚴寺は、淨土宗増上寺末にして、大世古町字新町に在りしが、明治二年正月住職歸俗し、菱川松作と改め、廢寺となれり、依て天神社も廢絶せり、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、一志久保領

○天神久保會所に在り、寶殿御垣あり、

沿革、一志久保町會所は、字久保に在りしが、明治元年神都行政改革の結果廢止し、天神社は無格社として、存立せしを、明治四十一年二月十四日其筋の許可を得て、同四十二年四月一日村社須原大社境内社に合祀し、元田中中世古町無格社菅原社、元大世古町無格社菅原社、元大世古町無格社梅林菅原社と合靈す、

宮後西河原領なし

田中中世古領

○天神會所に在り

沿革、元田中町天神社の起原は、正安三年一千百九十五坪の地域を、一遍上人に寄進して、時宗の道場となし、神光寺と號し、其境内に菅神を勧請せしが、寛文中の大火に焼亡し、寺堂を越阪に移し、町會所を建築して道場天神と稱し、祭祀せり然るに明治維新神都行政の改革により、町會所を廢止し、民家に改造せるも、天神の社地は、神光寺の所有地なるを以て、地租を同寺に支拂ひしが、明治二年正月住職歸俗して、恩地一作と改め、廢寺となり、寺堂及附屬一切歸俗者の所有となれるに村、地所の件より崇敬者協議の結果、明治十七年一月十九日、其筋の許可を得て、無格社天神社

を、同町字中世古五十六番地に移轉し、同四十一年二月十四日再び許可を受け、同四十二年四月一日村社須原大社の境内社に合祀し、元一志久保町字下之久保無格社久保管原社元、大世古町字大世古無格社梅林菅原社と合靈す、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

下馬所前野領

○天神同所會福寺
世古祭る、近年牛天神と云ふ、

沿革、牛天神は、豊川町會福世古に在り、其由緒に就きては、中野省吾の宮川雜記に、牛天神は、舊時山田大路の屋敷内にて、居室の良に當りて鬼門なるが故に、何れの頃か、家來一個の石を居に置て、鬼門除の神とて之を祭祀し、丑鬼様と稱せり、丑寅は鬼門なれば、丑鬼と云ひしなるべし、明和の始、何者か是の神石を竊みて、田中領の小橋の下に置きたれば、新兵衛と云ふ者、又他の石を持ち來りて、鬼門除に、祭りしが、安永の頃、何人の所爲なるや、外宮大場の邊神の本に、菅神像を納めしを、坂世古の金平と云ふ宮中出入の者之を受けて、家に歸りしに、忽ち狂氣の如くなれり、依て爲田の傳八と云ふ者、所望に任せて贈りしに、同人も亦崇りありとて、元の宮中神の本に返しけり、而るに山田大路の家來之を乞ひ受けて、彼の丑鬼の地に社殿を建立して、彼の尊像を奉齋せしより、丑天神と呼へりとあり、此名に據りて、拜殿に、陶製の大牛を安置し、崇敬者は土牛を奉納して、祈願せり、明細帳には、元山田大路家の鎮守神なりしが、後一町崇敬の社となる由、古老の傳説なり、土俗天神と稱し來れるを、近年大路菅原社と改稱せりとありと、無格社なりしを、明治四十一年二月十三日其筋の許可を得て、同四十二年二月十九日村社舊社に合祀す、但し此社は神都菅神廿五社に次きて尊敬せられし社格なり、

岩淵領

○天神道場之世古會所にあり、

沿革、本社は、山田三道場の一なる、岩淵町歎喜寺内の、天神にして、曾禰町光善寺、田中町神光寺と同意味の佛教道場なるも、光善寺は淨土宗、神光寺は時宗、歎喜寺は淨土宗智恩院未なり、或説に此天神社は、岩淵町西の道饗所にして、光善寺神光寺と共に道饗祭を執行せし神靈にて、此社は大中臣氏の祖神なりといへど、古來寺院に天神を鎮祭する類例尠からざれば、三道場に菅神祠あるは、却て當を得たるものなり、然して寛文火災後、勸喜寺は、他に移轉し町會所を設置して、天神社の祭祀を行ひ、毎年正月獅子頭の舞あり、道場のトビ付とて、役員會所の屋根に上り、參詣人に物品を與ふる行事ありき、明治初年神都行政の改革により、會所は破却し、敷地に民家を建築したれども、天神社は無格社として尙舊觀を損せず、崇敬者の參拜絶わざりしが、明治四十一年九月三日其筋の許可を得て、同四十八二年三月十四日、縣社箕曲中松原神社に合祀し、元古市町久世戸龜山無格社菅原社、元尾上町清水世古無格社菅原社と合靈す、但し此社は神都菅神社廿五社の一なり、

○天神前田正壽院にあり

沿革、岩淵町前田正壽院は、俗に赤門寺と稱し、淨土宗智恩院未なり、明治初年廢寺の列には入らざりしも、其後維持困難のためか、堂宇等の改修を行ひしが舊觀の如くならず、而して天神社は夙に廢絶して、舊地も不明なり、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

吹上領

○天神同處吹上町會所の世古の奥に在り、

沿革、吹上町世木坐度會氏神社境内に在りて無格社なり、俳人中川乙由秦宗勝が信仰の菅神像を奉齋せるより、世俗麥林天神と稱せしを、寛保年中吹上町會所を斯地に移轉せしより、又會所の天神とも云へり、然るに明治四十一年八月卅一日其筋の許可を得て、同四十二年一月四日同町無格社菅原社、同境内社稻荷社、無格社稻荷社、同境内社日吉社、無格社稻荷社、を本社に合祀し、世木坐度會氏神社境内社とし、菅原社と單稱せり、但し此社は神都菅神廿五社の一なり

○天神中寺町妙善院にあり、

沿革、河崎町中寺町妙善院は、明治維新前既に廢寺せしが、明治二年度會府寺院檢録に、其名見えず、依て天神社廢絶の年代も亦不明なり、

岡本領

○天神宮崎文庫

沿革、宮崎文庫は、慶安年中創立以來、籍中の所有なりしが、明治維新後、山田學校となり、同六七年の頃より、英語學校に貸與し、閉校後、一時神宮山田教會所に充てられしが、同十一年二月十四日出火、講堂倉庫一鳥有に歸せしも、天神社、倉庫一大觀舍文庫守詰所は無事なりき、然るに其後倉庫移轉に際し、天神社を廢して、庫中に祭祀せしが、或事情のため、書籍什器のすべてを、籍長岩淵町三日市氏に収むる事となりて、天神像の存在も不明に歸せり、近年に及びて籍中協議の上、文庫地は、建造物書籍什器を西田氏に讓與して、同氏別邸となれり、但し此天神社は神都菅神廿五社の一なり、

○天神向山善念寺大石天神とて、大石内藏助所持せし天神なりと云ふ、

沿革、岡本町善念寺は、淨土宗智恩院末にして、明治初年の廢寺には加はらざりしが、其後維持に窮して廢寺し、天神の像は、中嶋町同門末歸命寺歸俗珠嶋歸作の許に保管せしが、近年京町東工場の庭内に小祠を建立して祭祀せり、但し此社は神都管神廿五社の一なり

○天神文珠堂

沿革、岡本町小田文珠寺は、淨土宗無本寺にして、今尙現存すれども、明治維新後廢佛の影響、各寺に及びて、維持困難に陥り、尼僧堂宇を守りて、僅に佛燈を點するに過ぎず、天神社は庭内の一隅に小祠の存在せるもの是なりと云ふ、但し此社は神都管神廿五社の一なり、

○天神入門寺綱敷天神

沿革、岡本町入門寺は、淨土宗智恩院末にて、明治初年廢佛當時は無住寺として、存在せしが、其後同門末尾上町壽巖院へ合寺し、天神社は竟に廢絶せり、但し此社は神都管神廿五社の一なり

○天神中山寺

沿革、岡本町中山寺は、禪臨濟宗妙心寺末なりしが、明治二年住職歸俗し、中山勇と改め、一旦廢寺となれるを、同寺前任再願復舊し、その境内に今尙小祠存せり、

○天神右の阿街稻荷に隣り

沿革、阿街稻荷社は元宮崎向山白子岡に在り、隣地に本社存立せしが、其後阿街稻荷社は岩淵町に移轉し、其の御垣内に祠有り、蓋し天神社歟今は廢絶せり、

○天神慶法寺境内にあり、

沿革、岡本町向山慶法寺は、眞言宗無本寺にして、明治二年正月住職歸俗し、上地磐根と改め、廢寺

となれるより、天神社は廢絶せり、

○天神世義寺本堂にあり、

沿革、岡本町瀧波山教王山世義寺は、眞言宗無本寺にして、元外宮城内に接近せる、阪之世古に在りき、寛文年間、徳川幕府は移轉料を下付して、瀧波山に本堂以下を移せしめ、盛觀を極めしが、明治維新の際、寺門大破に及びて、之を支ふる道なく、同五年八月其筋の許可を得て、寺中威徳院始外三ヶ年を合併し、更に世義寺威徳院と稱し、護摩堂を以て之に充て、本堂以下を破却したれば、本堂附近にありし天神社も廢絶せり、

妙見町領

○天神山本長大夫妻にあり、火雷病三除の天神と云ふ三ヶ月菴、

沿革、尾上町(舊名妙見町)舊今井田家の後山に小祠あり、三ヶ月菴の天神と稱す、三ヶ月菴廢絶の後も天神社は存立し、今井田家は他に轉住し、森田氏住宅の私祭となれり、

○天神會所の地内に在り。小祠拾頭書にあり

沿革、妙見町(尾上町の舊名)會所の地内に祭祀する所にして、明治維新後會所破却の後も、天神社は無格として存立せしが、參道上の關係より、其筋の允許を得て、明治十三年四月十四日同町字清水世古貳拾壹番地へ移轉し、同四十一年九月三日再々許可を受け、同四十二年三月十一日、縣社箕曲中原神社に合祀す、

○天神常明寺町貝杓子屋の裏にあり、

沿革、常明寺門前町は、明治維新後倭町と改稱し、道路の開修家屋の移轉等、種々の事情ありて、貝杓

河崎領

子屋の跡不明なれば、天神社の存廢詳かならず、

○天神かちや町法樹院、

沿革、河崎町南法樹院、一に法樹菴と稱し、淨土宗無本寺なりしが、堂塔頗る荒類に歸して、維持の道なく、明治二年正月其筋の允許を得て、疊寺とし、天神社は、里人崇敬の廉を以て、同町南無格社秋葉社境内社として奉祀せり、然るに同十四年十二月十五日願濟、村社渡邊七種神社境内へ移轉し、同四十一年三月十九日更に許可を得て、同年十一月一日村社に合祀す、但し此天神社は神都菅神廿五社の一なり、

○天神南町寶珠院、

沿革、河崎南町白花山寶珠院は、禪臨宗妙心寺末なりしが、明治二年正月住職歸俗し、米澤良齋と改め廢寺の結果、寺塔及附屬物一切を下賜せられ、度會府兵格被_三申付しに付、天神社は由緒ある神なれば崇敬者に於て之を維持する事とし、吉家天神社と稱し、現在の儘引繼を受け、同寺と關係を絶ち、爾來崇敬者にて修造祭祀せり、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

○天神川崎會所、

沿革、川崎町會所は、北里中にして、境内に天神社ありしが、明治の初年神都行政の改革によりて、山田奉行廢止の結果、不必要となり、其後集會所に宛てたりしが、竟に之を廢したれば、天神社は廢絶せり、

○天神向川崎大世古一法院

沿革、一法院は、淨土宗無本寺なりしが、無住寺にして、頗る荒廢に歸し、維持の目的立たざるにより、明治二年正月其筋の允許を得て、疊寺とし、天神社は、町民崇敬の廉を以て、同十年三月大字南側無格社稻荷社の境内社として奉祀せしが、同四十一年三月十九日再び許可を受け、同年十一月一日村社河邊七種神社に合祀す、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

○天神向河崎南念寺

沿革、南念寺は、元文五年山田領町方社取調書及文化二年河崎町寺社取調書にも、其名なし、或は南榮寺の誤記ならんか、果して南榮寺の誤記なりとせば、本寺は禪臨濟宗東福寺にして、明治二年正月住職歸俗し、梅田健之助と改め、廢寺となれり、依て天神社も同時廢絶の事と推定す、

○天神向河崎眞正院

沿革、眞正院は、淨土宗一行山眞修院末にして、明治元年十一月住職衆僧に先ちて歸俗を出願し、正木童也と改め、度會府兵格被_三申付、寺塔及附屬物一切を下賜せられしに付、天神社は自然廢絶に歸せり、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

○天神川崎北端妙香院

沿革、妙香院は、淨土宗智恩院末寺なりしが文化二年河崎町寺之扣に、其名ありて明治二年度會府寺院檢録には見えず維新前廢寺となり天神社も廢類の事と推定す、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

○天神川崎北端慶福菴

沿革、慶福菴は、一に景福菴に作る、禪曹洞宗無本寺なりしが無住にして、堂塔類廢し、維持の方法

船江領

立がたきを以て、明治二年二月其筋を得て、疊寺とし、同時天神社も廢絶せり、

○天神天神濱にあり、寶殿御垣鳥居あり、此所を天神濱と云ひて、忌股人忌明に、此所の潮を汲來り清まるの習なり、又両親の忌明十三ヶ月の三十日の夜、注連切と云る事を爲さしめて清まるなり、此行事は森三家より之、勤之是又來由しらす、

沿革、本社は神都菅神廿五社第一位の天神にして、他社に超越せる信仰ある無格社なりしが、明治四十一年神社合祀勸誘の結果にや、同年三月十七日其筋の許可を得て、宇天路二百四十八番の舊地より同年同月二十五日村社船江上社に合祀せり、

○江西山金剛禪尼寺鎮守境内の鎮守なり祭神稻荷天神辨天同殿に坐、

沿革、禪宗臨濟派東福寺末にして、塔頭五ヶ寺あり、本寺外四ヶ寺は松木家代々支配せり、此境内に白大夫御袖石又御快石と稱する巨石あり、傳云ふ菅神大宰府へ左遷の時、度會春彦從後し、播州袖か浦の海瀬にて石を懷にして歸る、後歳々長して巨嶺となれりと、此れに依て、岩上に天神祠を建立して祭祀せしが、後新に神像を造りて西方の地に移轉す、然るに明治二年正月現住尼歸俗廢寺となり、その一部を民家に改造し、金剛と改姓今尙繼續者居住し天神社も舊地に存立せり但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

越坂此所は大世古、一之木、宮後西河原、船江等の町町に屬す、

○天神信行院

沿革、信行院は、船江町内越坂に在りて、淨土宗智恩院末なりしが、明治二年正月住職歸俗し、成實

○天神自得菴

得平と改め、廢寺となれるを以て、天神社も廢せり、但し此社は神都菅神廿五社一なり、
沿革、自得菴は、元文五年山田領町方寺社取調書、及明治二年度會府寺院檢録にも、其名見えず、恐らくは誤記なるべし、若し誤りならずとせば、元文以前、既に廢絶せるを、寛政年間に、其の名を掲げしは不審なり、

○天神養草寺

沿革、養草寺は、宮後西河原町内越坂に在りて、淨土宗光明寺末なり、明治初年現住職歸俗廢寺の勸誘を避けしがため、今尙舊觀を損せずして、天神社も境内に存立し、毎歲祭會ありて群參せり、本祠の床下に、古來奇石ありて、神字様のもの石面に現はる、近時之れを祠前に移し立てたり、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

○天神實性寺誓祠天神

沿革、實性寺は、一之木町内越坂に在りて、淨土宗増上寺末なりしが、明治二年一月住職歸俗し、安達祐造と改め、廢寺となり、同時天神社も廢絶せり、但し此社は神都菅神廿五社の一なり、

附記

神都菅神廿五社

第一

船江天神濱

第二

宮崎文庫

第三

岩淵會所

- 第四 二俣正法寺
- 第五 越坂養草寺
- 第六 向山善念寺
- 第七 河崎里中寶珠院
- 第八 同南寶樹庵
- 第九 會禰會所
- 第十 爲田普光寺
- 第十一 下中之郷不動院
- 第十二 新町靈巖寺
- 第十三 田中會所
- 第十四 富貴上會所
- 第十五 宮崎南之坊
- 第十六 中山入門寺
- 第十七 向山文珠寺
- 第十八 前田正壽院
- 第十九 中寺町明善庵
- 第二十 向川崎一法院
- 第二十一 同所眞正院

- 第廿二
- 第廿三
- 第廿四
- 第廿五

- 河崎北の端妙香菴
- 越阪信行院
- 船江金剛寺
- 越阪實性寺

合廿五社

外に下馬所會福世古牛天神

右は天保十一年十二月病歿せる、神津十郎右衛門光延が、雜聽書牒第拾貳卷に記載する所、但し小祠拾に記載漏れ、廿五社の中、左の二社なり、依てその沿革を略記す、

○宮崎南之坊は、眞言宗無本寺なりしが、無住大破に付き、其筋の允許を得て、徳川時代疊寺となる、故に天神社も廢絶せり

○河崎町中寺町明善庵は、一に明善院と稱し、眞言宗遠州鎌田山寶生院末なりしが、元文三年山田領町方寺社取調書にその名ありて、明治二年度會府寺院檢録には見えず、恐らくは、寛政以後廢寺となりて天神社も亦類廢せし事と推定す、

追載

白大夫春彦神主は、大内人正六位度會高主の六男、貞觀四年十一月十五日冬綿と雙生、延喜六年六月廿日兄久雄の後を受けて、外宮長官となり、同廿一年十二月廿五日外從五位下に叙せられ、承平三年十一月廿日辭任して男晨晴に譲り、天慶七年正月九日八十三歳を以て卒去せらる、是れより先菅公民部卿の時代、

即ち寛平九年十二月公の奏請に依て、神都に檢非違使を置かれ、權禰宜春彦神主を拔擢任命ありき、時に神主年三十六歳なり、又度會氏系圖に、古老傳菅贈太政大臣之御祈師也、今北野聖廟之末社白大夫明神是也と有り、菅神に親託の事實を傳ふもの、須磨の記を始め、諸書に散見せり、加之神主の奇蹟は仁和四年十一月十八日神託を奉して、清淨山谷に、山宮奉祭の事の如き、其一にて、之れに類するもの尙多し、神主が明神の尊稱を受けて、永遠に國家の宗祀と仰かるるも決して偶然には有らずと信す、

大正十五年八月六日印刷
大正十五年八月十一日發行

〔非賣品〕

著者 松木時彦

宇治山田市一之木町四百十三番地

發行者 出口義治

宇治山田市下中之郷町十八番屋敷

發行所兼印刷所 殖産組



524

295

終